

『しおや議会だより』より抜粋
第82号（平成27年4月発行）

教育福祉常任委員長報告
陳情受理番号(1)「親子断絶防止
法制定の要望書」の提出を求め
る陳情書

陳情の趣旨はおおむね理解できるものの、子どもと離婚に
関しての民法も改正され、離婚届には「面会交流」と「養育
費の分担」についての項目が新設され、ハーグ条約への加盟
や国会議員による親子断絶防止議員連盟が結成されるなど、
法整備を必要とする動きも出てきたことから、その動向を踏
まえての判断を待つこととして、当委員会としては、閉会中
の継続審査とすることに決定しました。

陳情審査結果

3月定例会では継続審議となりました

H27 1	27.2.24	「親子断絶防止法制定の要望書」 の提出を求める陳情書	親子断絶防止法全国連絡会 代表 鈴木裕子 塩谷町大字佐貫 栃木県支部代表 出口公信	継 続
----------	---------	-------------------------------	--	-----

『しおや議会だより』より抜粋 第83号（平成27年7月発行）

平成27年第3回6月定例会
会期6月3日～6月5日

6月定例会で、全員賛成で可決されました

追加発議第1号
親子断絶防止法制定の要望書提出
塩谷町議会会議規則第13条第2項の規定により
提出します。

《全員賛成可決》

委員会活動報告

教育福祉常任委員長報告

陳情受理番号1

「親子断絶防止法制定の要望書」の提出を求める陳情については、閉会中の継続審議として慎重に審議した結果、別居時や離婚後の子どもの連れ去り・引き離しの問題は、子どもや引き離された親更には引き離した親らの心身の安定・生命にかかわる問題であり、将来の社会を担う子どもたちの成長に密接にかかわる問題であることから、速やかな法整備が必要であるとの判断から、当委員会としては、採択することに決定しました。

「親子断絶防止法（仮称）」制定を求める意見書

我が国では、毎年24万組が離婚しています。その6割に未成年の子が、4割に乳幼児がいると言われます。

子どもと面会交流ができていない親はその7割になると言われ、毎年16万人の子どもが、片親との関係を断絶させられると言われています。

それ以外に、子どもをいきなり連れ去られ、いきなり離婚調停をつきつけられた多くの既婚者がいます。

僅かでも子どもに会いたいなら離婚に応じろとの言葉が、裁判所には溢れています。

真の子どもの利益、親子の絆を守るため国において下記の事項を踏まえた「親子断絶防止法（仮称）」の早期制定を心からお願い申し上げます。

記

1. 親子交流権の保護および拡充
2. 子の連れ去りの禁止
3. フレンドリーペアレントルール（友好親原則）の導入
4. 養育計画の作成義務化
5. DV法の運用の改善

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成27年6月9日

栃木県塩谷町議会

内閣総理大臣 安倍 晋三 殿
衆議院議長 大島 理森 殿
参議院議長 山崎 正昭 殿
法務大臣 上川 陽子 殿
厚生労働大臣 塩崎 恭久 殿

栃木県塩谷町議会から、「親子断絶防止法（仮称）」制定を求める意見書が、内閣総理大臣、衆議院議長、参議院議長、法務大臣、厚生労働大臣宛に、提出されました。